

解体工事、リフォーム工事を行う皆さまへ

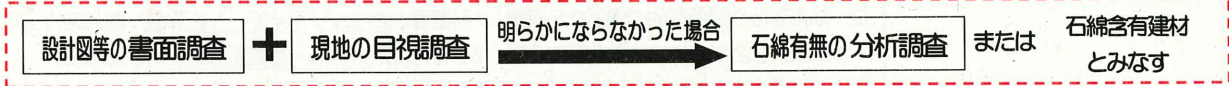


北海道

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）の飛散防止対策が強化されました。

1 元請業者及び自主施工者は、建築物や工作物を解体・改造・補修する前に、石綿含有建材が使われていないかを調査する必要があります。

○ 石綿含有建材が使われていないかの調査の方法



○ 調査は、以下の者（必要な知識を有する者）が実施する必要があります（令和5年(2023年)10月1日～）。

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
- 令和5年9月30日までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

○ 調査の結果について、元請業者は、石綿の使用の有無に関わらず、作業開始前（特定粉じん排出等作業実施の届出が必要な工事の場合は、工事開始の14日前まで）に書面で発注者に説明する必要があります。

○ 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、元請業者等は調査結果を下記システムから道等へ報告しなければなりません（令和4年(2022年)4月1日～）。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

- 〔規模要件〕
- 建築物の解体 … 対象の床面積の合計が80㎡以上
 - 建築物の改造・補修、工作物*の解体・改造・補修 … 請負金額の合計が100万円以上
- （*工作物 … 「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの。煙突、ボイラー等。）



○ 調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事現場に備え置く必要があります。また、公衆の見やすい場所に調査結果を掲示（A3サイズ以上）しなければなりません。当該記録は、工事終了後3年間保存しなければなりません。

2 石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等（レベル3建材）を除去する際の作業基準が新設されました。

○ 石綿含有成形板等レベル3建材は、比較的石綿は飛散しにくいですが、劣化している場合や除去時に切断・破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがあります。

○ けい酸カルシウム板第1種は他の成形板に比べ飛散性が高いため、切断・破砕等を行う場合は湿潤化に加え養生*が必要です。

○ 除去作業開始前に、作業の方法や工事の概要、現場責任者の氏名や連絡先等を記載した作業計画を作成する必要があります。

また、工事現場の公衆の見やすい場所に、除去作業の内容を掲示（A3サイズ以上）する必要があります。

（*養生 … 石綿の飛散を防止するため、作業場所をプラスチックシート等で覆ったりパネル等で囲ったりすること。）

石綿含有建材の種類	作業基準
石綿含有仕上塗材 〔※除去時は(1)、(2) またはこれと同等以上の措置を講ずること。〕	(1) 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること (2) 電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は、次に掲げる措置を講ずること ① 除去部分の周辺を事前に養生すること ② 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること (3) 除去後、作業場内の石綿を清掃すること（(2)①の養生を行った場合は、養生を解くに当たって作業場内の清掃や石綿の処理を行うこと）
石綿含有けい酸カルシウム板第1種 〔※除去時は(1)、(2) またはこれと同等以上の措置を講ずること。〕	(1) 切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと (2) (1)の方法の除去が技術上著しく困難な時又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること ① 除去部分の周辺を事前に養生すること ② 除去する建材を薬液等により湿潤化すること (3) 除去後、作業場内の石綿を清掃すること（(2)①の養生を行った場合は、養生を解くに当たって作業場内の清掃や石綿の処理を行うこと）
上記以外の石綿含有成形板等	(1) 切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと (2) (1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること (3) 除去後、作業場内の石綿を清掃すること

（問い合わせ・連絡先） 裏面をご覧ください

作成：令和4年（2022年）2月 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課



3 隔離等をせずに吹付け石綿の除去を行う等、正しい方法で作業が実施されていない場合は、**直接罰**が適用されます。

- **吹き付け石綿等**（石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けパーミキュライト（ひる石）を含む）レベル1建材、**石綿含有断熱材等**レベル2建材の作業について、以下に示す**除去等の方法に違反があった場合は**、作業基準適合命令を介さずに**直接罰則が適用**されます。
- 石綿含有建材（レベル1、レベル2）の除去等の方法

作業の種類	方法
除去	(1) かき落とし、切断、又は破砕することなく そのまま取り外す 方法 (2) 除去を行う場所を他の場所から 隔離 し(前室等の セキュリティゾーン を設置)、除去を行う間、JIS Z8122 に定められるHEPA フィルタを付けた 集じん・排気装置を使用 する方法 (3) (2)に準ずるものとして環境省令で定める方法(例：グローブバッグ)
当該建築材料から石綿の飛散を防止するための処理	囲い込み 又は 封じ込め (吹付け石綿の 囲い込み 若しくは石綿を含有する石綿含有断熱材等の 囲い込み 等(切断、破砕等を伴うものに限る。))を行う場合又は吹付け石綿の 封じ込め を行う場合は、作業を行う場所を他の場所から 隔離 し、 囲い込み 等を行う間、隔離した場所においてJIS Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた 集じん・排気装置を使用 する方法)

- 罰則 … **3月以下の懲役又は30万円以下の罰金**

4 石綿の除去作業完了後は、**確認及び発注者への報告**が必要です。

- **作業中の記録**：負圧*の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認等について記録し、**工事が終わるまでの間保存**する必要があります。(*負圧 … 屋外に比べて屋内の気圧が低い状態。)
- **作業が適切に行われていることの確認**：元請業者等は、**下請負人が作成した記録**により作業が計画に基づき適切に行われているか確認する必要があります。
- **作業が完了したことの確認**：元請業者等は、除去作業については**取り残しがないこと**、**囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されていること**について、**必要な知識を有する者が目視で確認**する必要があります。
[必要な知識を有する者] **事前調査を行わせる者(建築物)**又は**石綿作業主任者(建築物、工作物)**
- **作業結果の報告等**：元請業者は、石綿の除去作業が完了した時は、発注者に対し結果を**書面**で滞りなく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、**書面の写し及び記録を工事終了後3年間保存**しなければなりません。
自主施工者も作業に関する記録の作成・保存が必要です。

石綿(アスベスト)に関する照会は、**所管する地区の振興局**(以下の市域の場合は市へ)お問い合わせください。

問 い 合 わ せ 先

問合せ先	所在地	電話番号
空知総合振興局 (環境生活課)	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0041
石狩振興局 (環境生活課)	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階	011-204-5822
後志総合振興局 (環境生活課)	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352
胆振総合振興局 (環境生活課)	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	0143-24-9575
日高振興局 (環境生活課)	〒057-8558 浦河町栄丘東通56	0146-22-9252
渡島総合振興局 (環境生活課)	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9437
檜山振興局 (環境生活課)	〒043-8558 江差町字陸屋町336-3	0139-52-6492
上川総合振興局 (環境生活課)	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5920
留萌振興局 (環境生活課)	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8432
宗谷総合振興局 (環境生活課)	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2920
オホーツク総合振興局 (環境生活課)	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0628
十勝総合振興局 (環境生活課)	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-26-9027
釧路総合振興局 (環境生活課)	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9152
根室振興局 (環境生活課)	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28	0153-23-6820
環境生活部環境局循環型社会推進課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5192
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2882
函館市環境部環境対策課	〒040-8666 函館市東雲町4番13号	0138-51-3348
旭川市環境部環境指導課	〒070-8525 旭川市6条通9丁目	0166-25-6369
小樽市生活環境部環境課	〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111
室蘭市生活環境部環境課	〒051-8511 室蘭市幸町1番2号	0143-23-2225
苫小牧市環境衛生部環境保全課	〒059-1364 苫小牧市宇沼2番地の25	0144-57-8806
北斗市市民部環境課	〒049-0192 北斗市中央1丁目3-10	0138-73-3111

石綿（アスベスト）の「事前調査結果の報告」が義務化されました！

延べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事、請負金額が100万円以上の特定工作物の解体・改修工事、総トン数が20トン以上の鋼製船舶の解体・改修工事が報告対象です。（令和4年4月1日施行）

その工事、 アスベスト 「石綿」が含まれて いませんか？



- 石綿事前調査結果報告システムから電子報告が必要です

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です	
端末	パソコン スマートフォン (タブレット)
OS	Windows / Linux iOS(iPadOS) / Android OS
ブラウザ	Google Chrome / Safari Internet Explorer など
電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。	

GBizIDの取得

どちらかのGBizIDの取得が必要です	
gBizID プライム ○新規申請・下書き保存 ○一括申請 ○支店・支社等の管理 <small>おすすめ 支店がある大規模事業者 報告数が多い事業者</small>	gBizID エントリー ○新規申請・下書き保存 ×一括申請 ×支店・支社等の管理 <small>おすすめ 報告数が少ない事業者 個人事業主</small>
OR	
ログインにはGBizIDを利用します。GBizIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。	
GBizIDの取得はこちらから	
gBizID https://gbiz-id.go.jp/	

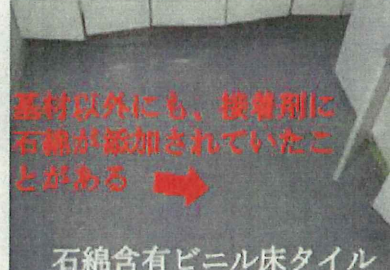
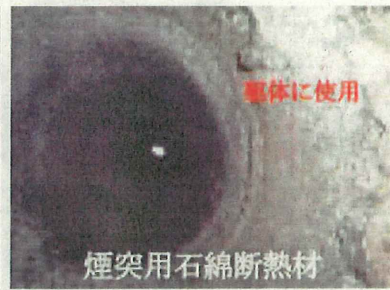


事前調査は有資格者に行わせてください！

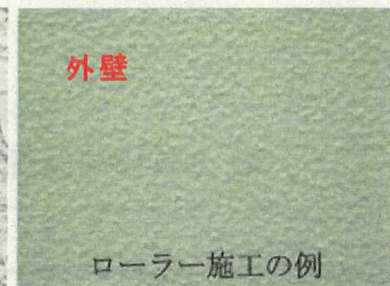
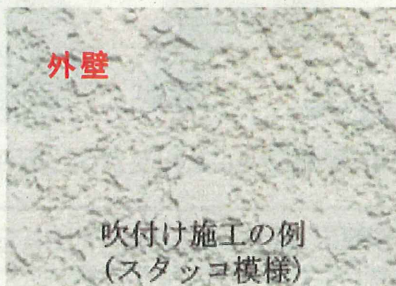
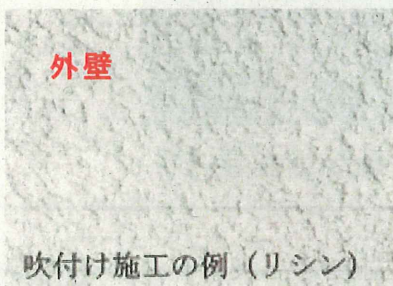
建築物の事前調査は、

- ①建築物石綿含有建材調査者 又は
- ②アスベスト診断士(令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者)のいずれかが実施する必要があります(令和5年10月1日施行)

● 調査漏れにご注意ください！



出典：目で見えるアスベスト建材(国土交通省)



出典：日本建築仕上材工業会

※ 外壁仕上塗材は原則として分析調査が必要です！



詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

(トップページ>工事の元請業者のみなさまへ)

お問い合わせ先(日胆地区)

最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください

室蘭労働基準監督署 第2・3方面 電話 0142-23-6131

苫小牧労働基準監督署 第2・3方面 電話 0144-88-8900

浦河労働基準監督署 監督・安衛課 電話 0146-22-2113

事業者のための

オンライン
説明会

石綿対策説明会

日時 令和4年11月8日（火曜日）
13時30分～15時

参加申し込みURL

説明会は予約制です。（定員300人）
「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」で参加申し込みをお願いします。

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>



↑↑↑↑↑↑↑

労働局・労働基準監督
署説明会等受付サイト

ご注意ください

- ・説明会への参加にはインターネット環境が必要となります。
- ・本説明会はビデオ会議ツール「Zoom」のウェビナー機能を利用して開催いたします。ご出席予定のご環境でZoomが使用可能であることを「Zoomの接続テスト」（<https://zoom.us/test>）で事前にご確認ください。
- ・Zoomへの事前のご登録、アプリのご利用を推奨していますが、アプリのダウンロードがなくてもWebブラウザからご参加いただけます。
- ・視聴に使用する端末、回線について、セキュリティ対策が講じられたものをご使用いただきますようご協力をお願いします。
- ・受付完了後送付する受付完了のメールにて、Zoomのミーティングルーム用のURL、ミーティングIDを通知いたします。

照会先（石綿対策説明会事務局）

室蘭労働基準監督署 第三方面

0143-23-6131

主催



室蘭労働基準監督署
苫小牧労働基準監督署



北海道 いぶりそうごうしんこうきょく
胆振総合振興局

オンライン説明会参加者のみなさまへ

説明会等受付サイトからの申し込み方法

※ ドメイン設定（受信拒否設定）をされている方は、受付完了メールが受信できません。あらかじめ、ドメイン設定を解除していただくか、受付サイトのドメイン「@roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp」を受信リストに加えていただきますようお願いいたします。

説明会への参加申し込みは、以下①～⑥の手順で受付サイトから行ってください。

① 「労働局 受付サイト」で検索し、下記サイトをクリック

労働局 受付サイト

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

[トップ](#) | [労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト - 厚生労働省](#)

② 受付サイトで開催地から探す

開催地都道府県をクリック

③ 参加対象の説明会を探す

対象の説明会をクリック

労働局・監督署名、開催日をよく確認してください。

④ 参加説明会の内容を確認する

クリック

⑤ 参加フォームに入力、送信する

クリック

⑥ 申し込み完了後、受付サイトから「受付完了メール」が届きます。

説明会当日は同メールで通知されたオンライン説明会URLをクリックして参加します。